

恵珠苑 指定居宅介護事業所

運 営 規 程

(指定居宅介護・指定重度訪問介護)

社会福祉法人 優 輝 会

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人優輝会（以下「法人」という。）が開設する恵珠苑指定居宅介護事業所（以下「事業所」という。）において実施する指定居宅介護の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うことを目的とする。

2 指定重度訪問介護の事業は、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を有する利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護並びに外出時における移動中の介護並びに介護等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うことを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に指定居宅介護等（指定居宅介護及び指定重度訪問介護）を提供するものとする。

2 指定居宅介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町、他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 恵珠苑 指定居宅介護事業所
- (2) 所在地 長崎県長崎市田上 2 丁目 15 番 12 号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第 4 条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名（兼務）

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の職員に対し、法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 2名以上（兼務1名）

サービス提供責任者は、居宅介護等の計画を作成し、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するほか、事業所に対する居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

(3) 従業者 4名以上

従業者は、居宅介護等の計画に基づき指定居宅介護等の提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、12月31日から翌年1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) その他

① 営業日及び営業時間については、特別の需要がある場合は、この限りでない。

② 利用者等からの電話による相談については、24時間常時連絡が可能な体制をとることとする。

（指定居宅介護等の内容）

第6条 事業所で行う指定居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護等の計画の作成

(2) 身体介護

(3) 家事援助

(4) 重度訪問介護

（利用者から受領する費用の額等）

第7条 指定居宅介護等を提供した際には、利用者から当該指定居宅介護等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際には、前項に掲げる利用者負担額のほか、利用者から障害者総合支援法第29条第3項に規定する介護給付費の額の支払を受けるものとする。

3 第1項及び第2項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を、利用者に対し交付するものとする。

4 事業者は、厚生労働大臣が定める社会福祉法人等による利用者負担額

減額制度に基づき、第1項に定める利用者負担額を減額することができるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、長崎市（旧香焼町・旧伊王島町・旧高島町・旧野母崎町・旧外海町・旧三和町・旧琴海町を除く）とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業者は、現に指定居宅介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業者は、虐待防止を重視し、安全な環境を提供する。

- 2 虐待防止委員会を設立し、概ね半年に1回以上の会議と報告プロセスを確立する。
- 3 虐待の種類と兆候についての指針を策定し、従業者に普及させる。
- 4 従業者に対する虐待防止のための研修プログラムを設ける。
- 5 匿名報告の仕組みを提供し、報告者を保護するための措置を明示する。
- 6 虐待報告の進捗状況を関係者に通知、適切な対応をとる。

(身体拘束等の禁止)

第11条 事業所は、サービスの提供にあたり、利用者、その家族、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行なわない。

- 2 身体拘束等を行なう場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、職員の勤務体制についても整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 月1回

- 2 従業者は、その業務上知り得た利用者並びにその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 従業者であった者が、業務上知り得た利用者並びにその家族の秘密を保持するよう、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、他の指定居宅介護等事業者等に対して、利用者並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者並びにその家族の同意を得るものとする。
- 5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 6 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員及び訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則

この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

平成 19 年 4 月 1 日	一部改正	(職員の配置状況)
平成 22 年 4 月 1 日	一部改正	(職員の配置状況)
平成 23 年 4 月 1 日	一部改正	(従業者の員数)
平成 24 年 4 月 1 日	一部改正	(従業者の員数、 サービス提供責任者数)
平成 25 年 4 月 1 日	一部改正	(サービス提供責任者数 兼務の廃止)
平成 26 年 4 月 1 日	一部改正	(サービス提供責任者数、従業者員数)
平成 28 年 4 月 1 日	一部改正	(従業者の員数) (利用者から受領する費用の額等)
平成 29 年 4 月 1 日	一部改正	(従業員の員数)
平成 30 年 4 月 1 日	一部改正	(従業員の員数)
令和 2 年 6 月 1 日	一部改正	(従業員の員数)
令和 3 年 4 月 1 日	一部改正	(身体拘束等の禁止)
令和 4 年 4 月 1 日	一部改正	(事業の目的) (虐待防止のための措置に関する事項) (従業員の員数) (身体拘束等の禁止) (その他運営に関する重要事項)
令和 5 年 4 月 1 日	一部改正	(従業員の員数)
令和 6 年 4 月 1 日	一部改正	(従業員の員数) (虐待防止に関する事項)